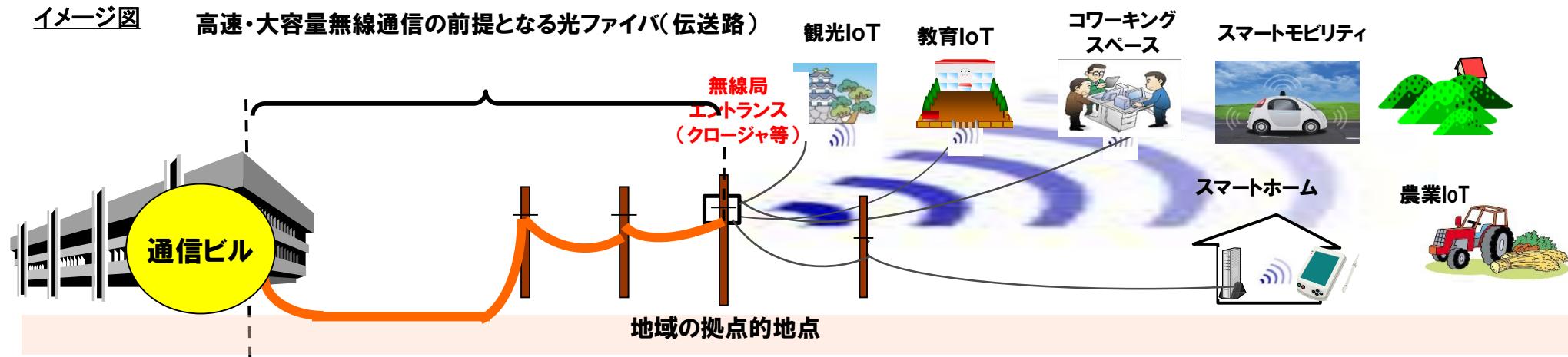


高度無線環境整備推進事業

- 条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助。また、設備の高度化が必要な地域に対して、速やかな民設移行が困難なために地方公共団体が設備を保有したままで高度化を行う場合についても、その費用の一部を補助。

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



* 新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合のほか、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。

➢ 事業主体：(直接補助事業者) 地方公共団体、第3セクター、一般社団法人等

(間接補助事業者) 民間事業者

➢ 補助対象：伝送路設備、局舎(局社内設備含む。)等

➢ 補助率：自治体が整備を行う場合 離島4/5、離島以外1/2(財政力指数0.5以上の場合1/3)^{※1}

民間事業者等が整備を行う場合 離島4/5(海底ケーブルの敷設を伴わない場合2/3)、離島以外1/3^{※2}

※1 財政力指数0.3未満に限り自治体が公設のまま高度化を行う場合は、離島2/3、離島以外1/2

※2 民間事業者等が高度化を行う場合は、離島1/2、離島以外1/3

令和5年度補正予算 20.1億円

(令和5年度予算額 42.0億円、令和4年度2次補正 28.4億円)